



治療用装具の申請書類が変わります!

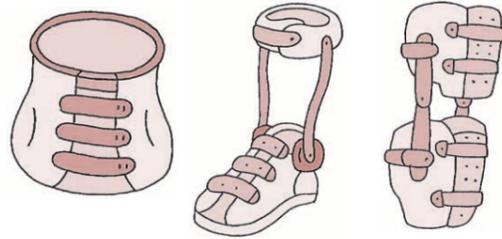
平成30年10月1日作成分から →

- ① 治療用装具の現物写真が必要となります。
- ② 「装具作製確認書」が必要となります。

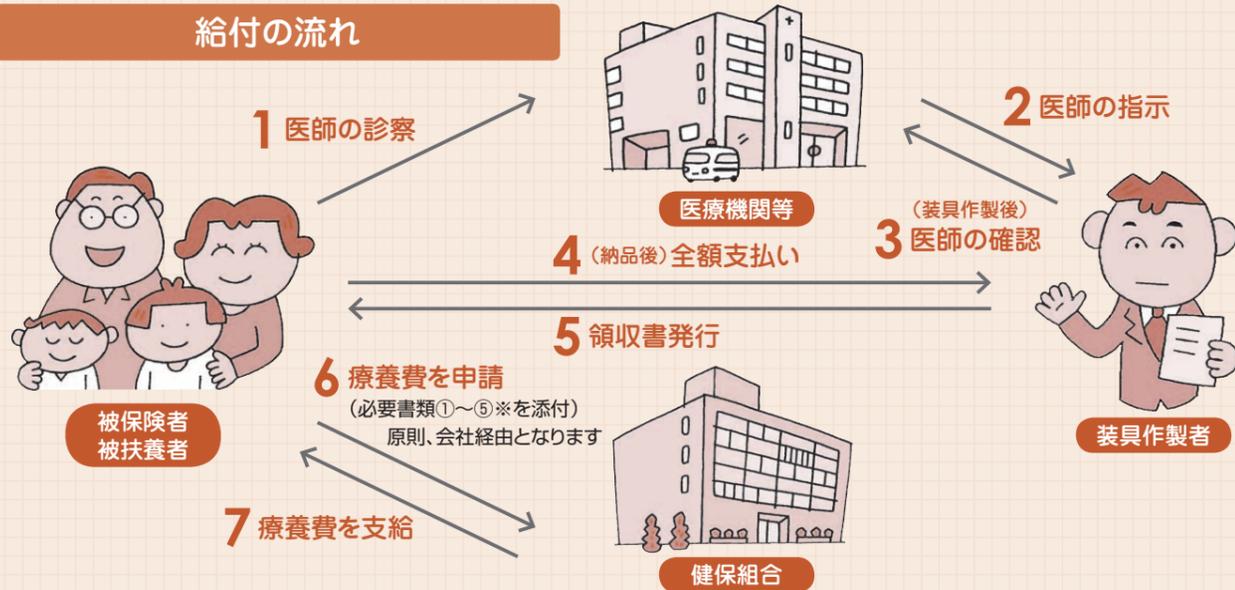
治療用装具とは?

症状固定前に、治療を目的として医師の指示のもと一時的に使われるもの。

コルセット、関節用装具、靴型装具などがあります。



給付の流れ



※申請の必要書類

- ① 療養費支給申請書
 - ② 医師の意見書
 - ③ 領収書
 - ④ 装具作製確認書
 - ⑤ 装具の現物写真
- 治療用眼鏡、義眼、弾性ストッキングの申請の場合④、⑤は不要

写真の撮影方法など申請方法について、詳しくは当組合ホームページをご覧ください。

トヨタ販売連合健保

検索

当組合にて健康保険が適用されるかどうかを審査のうえ、支給決定するため、給付までにお時間がかかる場合がございます。



直営保養施設

京嵐山亭の利用料金を改定します (平成30年10月1日ご宿泊分より)

京都市条例により、平成30年10月1日から宿泊税が課税されることとなりました。京嵐山亭につきましても、10月1日ご宿泊分より宿泊税相当分(1人1泊200円)を加算した利用料金に改定させていただきます。

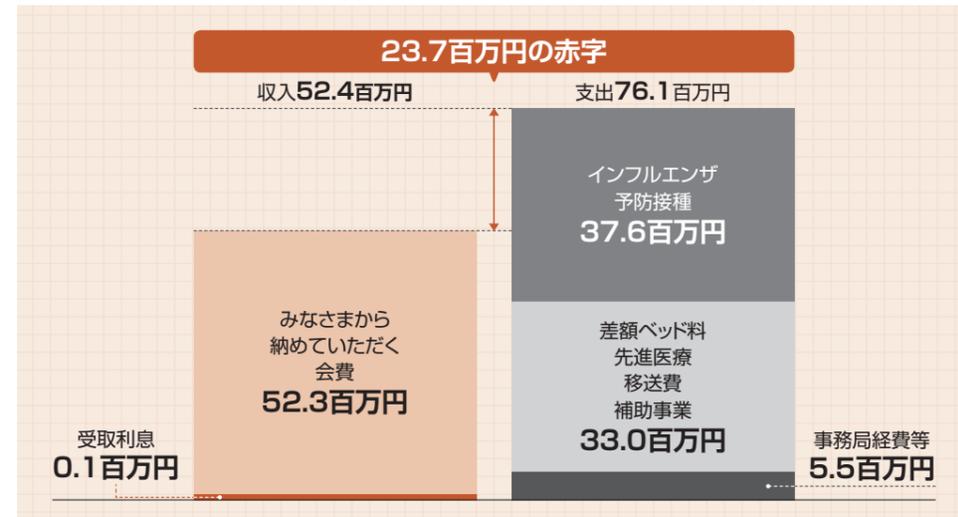
詳細は当組合ホームページでご確認ください。



T・G特別医療共済会について

平成29年度 決算のお知らせ

平成29年度より「インフルエンザ予防接種補助」が共済会の補助事業へ移管となり、想定内の赤字となりました。赤字分につきましては、積立金を取り崩して対応しております。今後も会員の方の「万が一に頼りとなる制度」を目指し、安定した運営をいたします。



インフルエンザ予防接種の補助が受けられます

➔ 対象年齢・補助金額

対象年齢	補助金額
生後6ヵ月～小学生の被扶養者(平成18年4月2日～平成30年7月31日生)	年度内2,000円まで補助
中学生～74歳までの被保険者・被扶養者(昭和18年10月2日～平成18年4月1日生)	年度内1,000円まで補助

※補助対象者は接種日時時点で、一般会員(本人)およびその被扶養者(トヨタ販売連合健康保険組合登録の家族)です。

➔ 補助対象接種期間

平成30年10月1日～平成31年1月31日

➔ 申請書提出期限

平成31年2月28日共済会事務局必着

➔ 申請方法

申請書を会社の窓口部署(任意継続の方は共済会事務局)にご提出ください。

※領収書(コピー)は必ず添付してください。

2回接種のお子さまは2回分まとめて申請してください。申請・補助はお一人様につき年度内1回限り、自己負担額に対して実施いたします。

